

2008年9月24日  
郵便事業株式会社

記録系特殊取扱のサービス改定の実施予定期日の変更

郵便事業株式会社(東京都千代田区、代表取締役会長 CEO 北村憲雄)は、本年8月25日に弊社ホームページ等でお知らせいたしました「記録系特殊取扱のサービス改定」について、お客さまから寄せられたご意見を踏まえ、円滑な実施を図るため、本年8月25日の内国郵便約款等の変更認可申請を取り下げ、実施予定期日を平成21年3月1日(日)として、本日、総務大臣及び国土交通大臣に内国郵便約款等の変更認可申請を、総務大臣に内国郵便に関する届出料金表の変更届出を行いましたのでお知らせします。

- 1 認可申請日  
平成20年9月24日(水)
- 2 実施予定期日  
平成20年11月17日(月)から  
平成21年3月1日(日)に変更いたします。

<参考>

サービス改定内容の変更はございません。サービス改定内容は、[別紙](#)のとおりです。

以上